五　60歳以上70歳未満の運用指図者（第１号から第４号までに該当する者を除く。）
イ　第１号イ及びニ並びに第２号ハからヘまでに掲げる事項
ロ　第30条第６項各号に該当しない旨

２　前項の申出（第２号被保険者及び65歳以上70歳未満の厚生年金の被保険者である運用指図者に係るものに限る。）をする者が、加入者掛金の納付をその者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、第30条第８項に規定する証明書を添付しなければならない。

３　（略）

（事業主払込を行う厚生年金適用事業所の登録）

第67条　連合会は、事業主払込を行う事業所の事業所登録申請書が提出されたときは、次の各号に掲げる事項を、連合会の事業所原簿に登録するものとする。

一　事業主の氏名又は名称及び住所並びに連絡先

二～四　（略）

２　（略）

（事業所情報の変更の届出）

第68条　（略）

２　掛金納付の方法を事業主払込から個人払込に変更する場合にあっては、当該事業所に使用されるすべての第２号加入者及び第５号加入者のうち厚生年金保険の被保険者であるものに関し第80条で定める掛金納付の方法の変更の届出書その他必要な届出書をとりまとめて連合会に提出するものとする。

（中小事業主掛金）

第70条の２　中小事業主は、その使用する第１号厚生年金被保険者（第30条第６項各号に該当する者を除く。以下同じ。）である加入者が前条の規定により加入者掛金を拠出する場合（当該中小事業主を介して事業主払込の方法による掛金の納付を行う場合に限る。）は、当該第１号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第１号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第１号厚生年金被保険者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）の同意を得て、第71条の２で定めるところにより、年１回以上、定期的に中小事業主掛金を拠出することができる。

２～11　（略）

（連合会への中小事業主掛金に係る届出）

第70条の３　（略）

２　中小事業主は、前項の規定により届出をするときは、その名称及び住所並びに前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して、連合会に提出するものとする。この場合において、連合会は、当該届出を受けたときは、厚生労働大臣に、当該届出に係る書類の写しを送付するものとする。

一　その使用する第１号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは、次に掲げる事項を記載した書類

イ　（略）

ロ　企業型年金、確定給付企業年金及び存続厚生年金基金の実施状況

ハ～ヘ　（略）

二・三　（略）

３　（略）

（新設）

２　掛金納付を事業主払込の方法により行うことを希望する場合にあっては、前項の申出書（第２号被保険者である運用指図者に係るものに限る。）に第30条第７項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

３　（略）

（事業主払込を行う厚生年金適用事業所の登録）

第67条　連合会は、事業主払込を行う事業所の事業所登録申請書が提出されたときは、次の各号に掲げる事項を、連合会の事業所原簿に登録するものとする。

一　事業主の氏名又は名称及び住所

二～四　（略）

２　（略）

（事業所情報の変更の届出）

第68条　（略）

２　掛金納付の方法を事業主払込から個人払込に変更する場合にあっては、当該事業所に使用されるすべての第２号加入者に関し第80条で定める掛金納付の方法の変更の届出書その他必要な届出書をとりまとめて連合会に提出するものとする。

（中小事業主掛金）

第70条の２　中小事業主は、その使用する第１号厚生年金被保険者（第30条第５項各号に該当する者を除く。以下同じ。）である加入者が前条の規定により加入者掛金を拠出する場合（当該中小事業主を介して事業主払込の方法による掛金の納付を行う場合に限る。）は、当該第１号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第１号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第１号厚生年金被保険者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）の同意を得て、第71条の２で定めるところにより、年１回以上、定期的に中小事業主掛金を拠出することができる。

２～11　（略）

（連合会への中小事業主掛金に係る届出）

第70条の３　（略）

２　中小事業主は、前項の規定により届出をするときは、その名称及び住所並びに前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して、連合会に提出するものとする。この場合において、連合会は、当該届出を受けたときは、厚生労働大臣に、当該届出に係る書類の写しを送付するものとする。

一　その使用する第１号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは、次に掲げる事項を記載した書類

イ　（略）

ロ　企業型年金、確定給付企業年金及び存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第３条第11号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の実施状況

ハ～ヘ　（略）

二・三　（略）

３　（略）